

# 軽井沢高等学校 いじめ防止基本方針

長野県軽井沢高等学校

## I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

### 1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

- (1) 全ての生徒がいじめを行わない、或はいじめを認識しながら放置しないことを徹底することにより、全ての生徒が安心して、生き生きとした学校生活を送ることができる環境をつくる。
- (2) すべての生徒およびすべての教職員が、いじめは命と人権に関わる許されない行為であることを理解し、ともに考えながらいじめ問題について取り組む環境をつくる。
- (3) 本基本方針について保護者、地域、外部支援者の理解と協力を得ることで、学校のみならず、家庭・地域とともに本校におけるいじめ撲滅、いじめの克服に取り組む環境をつくる。

### 2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促すと同時に、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や、心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・生徒が「学びがい」を実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる、規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

### (3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

### (4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にす。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

## 3 いじめ問題の理解

### (1) いじめをとらえる視点

「いじめ」とは「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、おこった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立っておこなうものとする。

### (2) いじめの様態

- ・けんかやふざけ合い、冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

なお、教職員がいじめの情報を校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条の規定に違反する。

### (3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第22条に規定)を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

### (4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

#### ア いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

#### イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじ

めを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

## ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、以下が挙げられる。

- (ア) 過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする事
- (イ) 集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- (ウ) ねたみや嫉妬感情
- (エ) 遊び感覚やふざけ意識
- (オ) いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

## Ⅱ いじめの防止等のための取組み

### 1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」

#### (1) 名称、構成員

名称を「いじめ対策自殺予防委員会」とし、構成員は、特別支援コーディネーター、生徒指導主事、各学年主任（3）、養護教諭、教頭、スクールカウンセラーの8名とする。

#### (2) 役割

##### ア 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケート、アセスを定期的に行い、取組の見直しを行う。

##### イ 学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果などについても学校自己評価などを通じて情報発信する。

##### ウ いじめの早期発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性（指導案）を決定する。

##### エ いじめの「解消」の定義

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

##### オ 教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に有効な、人権教育や特別支援教育などに関する研修会を企画する。

## 2 いじめ防止等の取組

### (1) いじめの未然防止・早期発見の取組

#### ア いじめの未然防止の取組

##### (ア) いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

##### ① 授業中の生徒指導の充実

- ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。

##### ② 日常的な人権教育

- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に考えさせる。
- ・生徒どうしのコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・学級行事、生徒会行事への参加など生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を積極的取り入れる。

##### ③ 行事

- ・生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取組めるように支援する。
- ・異学年交流や学校種間交流、地域と連携した行事等を通して、自己理解・他者理解の向上を促し、多様な価値観を認め合える人格の育成を図る。

##### (イ) 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・年度当初に全校集会や学年集会、便り等を通じ、「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考えを生徒に周知するとともに、いじめに対する取組等を保護者や地域に発信し、理解と協力を得る。
- ・全校人権教育行事やいのちの学習月間などを通じていじめ問題について考える機会をもつ。
- ・1学年時に生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

##### (ウ) 生徒の主体的活動の活用

- ・自他の人権を守り大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し協力して成し遂げるよろこびを体得できる生徒の自主的な活動を支援する。

- ・生徒が、いじめ問題を自分たちの問題として捉え、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるような自発的・自治的活動を促す。

#### (エ) 教職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラル等、生徒理解に関する校内研修会を行う。ことに、いじめへの対応において「子どもの常識」を理解し、生徒とともに解決に向けて取り組むことのできる資質をすべての教職員が身につける。
- ・すべての授業において、規律構築の基盤の上に、生徒の思いや考えを受容し、生徒が安心して学習にむかうことができる環境づくりを行う。
- ・教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ・授業の互観旬間において、生徒指導の視点から授業をふりかえる機会をもつ。

### イ いじめの早期発見の取組

#### (ア) 日常活動を通じた早期発見

- ・教職員が生徒とともに過ごす時間を意識的に確保し、生徒の表情や行動を観察したり、声がけをしたりする。
- ・意識的な声掛けを通じて生徒の気持ちの変化を把握し、生徒理解に努める。

#### (イ) 相談体制の充実

- ・生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口（HR 担任、生徒指導係、教育相談係、養護教諭、管理職）を設け、生徒や保護者に周知する。その際、相談室などの相談場所を確保したり、保護者からの相談の受付担当を学級担任以外の職員が行う等、学校の実情に応じて工夫する。
- ・スクールカウンセラーの来校日や各種相談窓口の周知を図る。
- ・いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

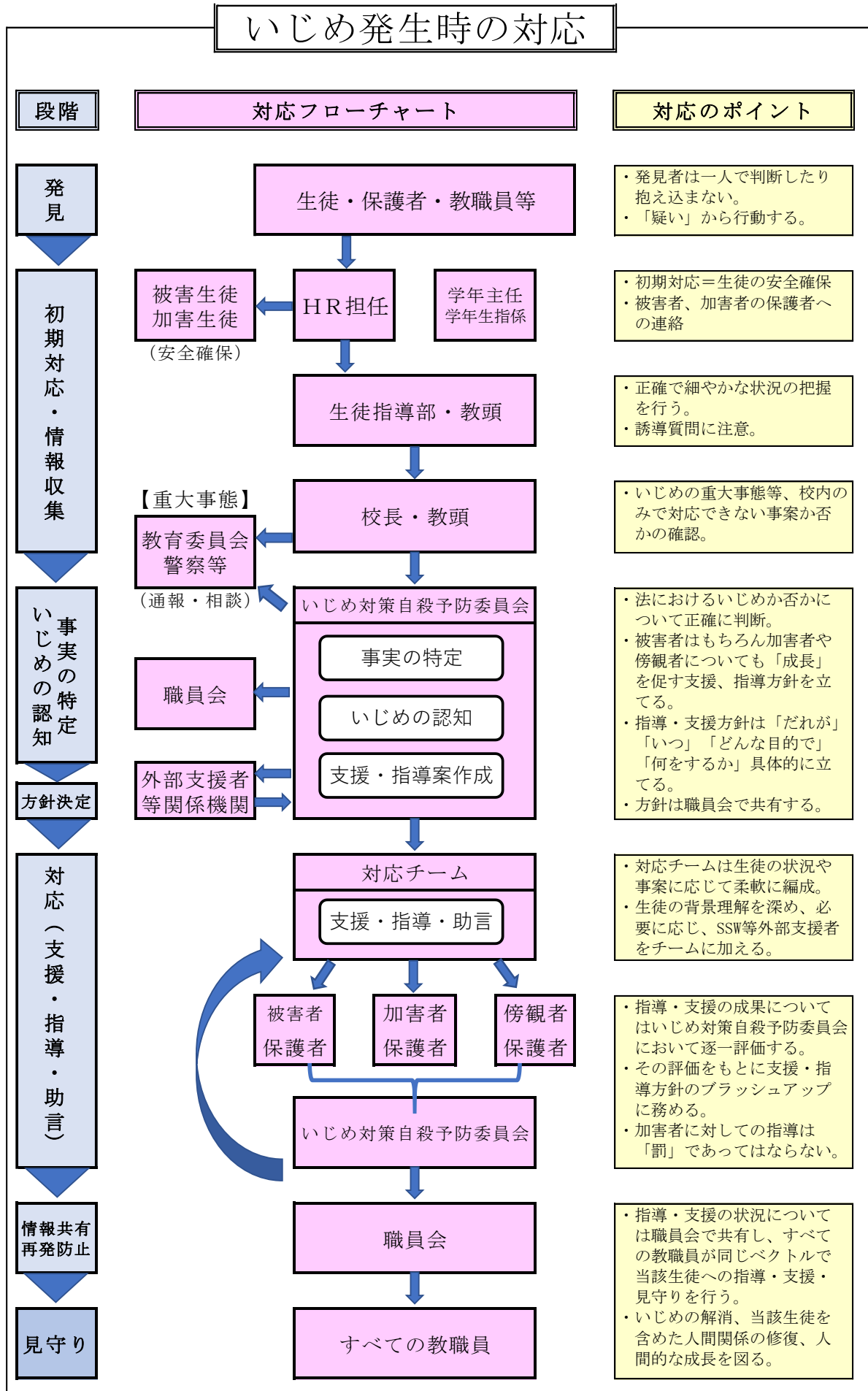
#### (ウ) アンケート調査の活用

- ・「学校生活アンケート（アセス）」を定期的実施し、すべての生徒の学級適応感や困り感について教育相談係、学年会で共有する。特に心配な生徒については職員会で報告し、すべての教職員で注意して見守るとともに、保護者に支援の協力を依頼する。
- ・その他、必要に応じて「学校生活アンケート（いじめに関するアンケート）」などを実施し、多角的な生徒理解に努める。

### ウ 学校の取組に対する評価

- (ア) 学校自己評価、学校評議員による学校関係者評価、保護者アンケートにより評価を行う。
- (イ) (ア) の結果については学校評議員会で報告するとともに学校ホームページにて公表する。

(2) いじめが起きたときの対応



### (3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

なお、ネット上のいじめが発生した場合には、令和元年度長野県教育委員会『教職員向け「ネットトラブル指導」活用リーフレット』を十分に参考にする。ネット世界やネット文化は子どもたちにとっては「あってあたりまえのもの」であることから、「大人の常識」の押し付けによる支援・指導ではなく、「子どもの常識」をよく聞き、子どもと相談しながら解決策を探る支援・指導を心がける（対応については7ページのフローチャートによる）。

### (4) 関係機関と連携した取組

学校では抱えきれないいじめ、学校だけでは根本的な解決に至らないに関しては、積極的に警察や児童相談所、教育事務所等と連携を図る。

### (5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。



## イ 初期対応

法に従い迅速かつ適正に対応する。

(ア) 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。

(イ) 速やかに「いじめ対策自殺予防委員会」を中核とした「危機対応チーム」を立ち上げる。

(ウ) 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。

(エ) 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

## ウ 事実関係を明確にするための調査

学校または県教育委員会は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

## エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

#### オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

#### カ 調査結果の提供及び報告

##### （ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

##### （イ）調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

#### キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画

月	行事等	対象	内容(取組・ねらい)
4月	1学期始業式	2・3年生	生徒指導主事講話
	入学式	1年生・保護者	生徒指導係から説明
	新入生ガイダンス	1年生	情報モラルに関する講演
	LHR等	全校生徒	HR担任講話
	生徒総会	全校生徒	生徒の自己有用感・協調性の育成
5月	学校生活アンケート	全校生徒	学校生活・人間関係における困り感のチェック
	アセス	全校生徒	学級・学校適応感のチェック
	三者でつくる軽高会議	全校生徒	学校の教育環境の向上のための意見交換
	クラスマッチ	全校生徒	生徒の自己有用感・協調性の育成
6月	芸術鑑賞	全校生徒	生徒の情操の涵養
7月	噴煙祭	全校生徒	生徒の自己有用感・協調性の育成
	学校評議員会	学校関係者・教職員	取組についての報告と意見交換
	1学期終業式	全校生徒	生徒指導主事講話
8月	2学期始業式	全校生徒	生徒指導主事講話
9月	学校生活アンケート	全校生徒	学校生活・人間関係における困り感のチェック
	アセス	全校生徒	学級・学校適応感のチェック
	体育祭	全校生徒	生徒の自己有用感・協調性の育成
	全校人権教育	全校生徒	いのちと人権に係る講演会・映画鑑賞等
10月	修学旅行	2年生	生徒の自己有用感・協調性の育成
	強歩大会	全校生徒	生徒の自己有用感・協調性の育成
	就業体験	1年生	望ましい仕事観の構築・自己有用感の育成
11月	生徒総会	全校生徒	生徒の自己有用感・協調性の育成
	授業互観旬間	教職員	授業規律構築の相互確認
	三者でつくる軽高会議	全校生徒	学校の教育環境の向上のための提案
12月	いのちの学習月間	全校生徒	すべての授業で「いのち」をテーマとした授業の実践
	2学期終業式	全校生徒	生徒指導主事講話
1月	3学期始業式	全校生徒	生徒指導主事講話
	課題探究発表会	全校生徒	生徒の自己有用感・協調性の育成
2月	学校評議員会	学校関係者・教職員	取組についての報告と意見交換
3月	3学期終業式	全校生徒	生徒指導主事講話
	新入生オリエンテーション	新入生・保護者	生徒指導係から基本方針についての周知